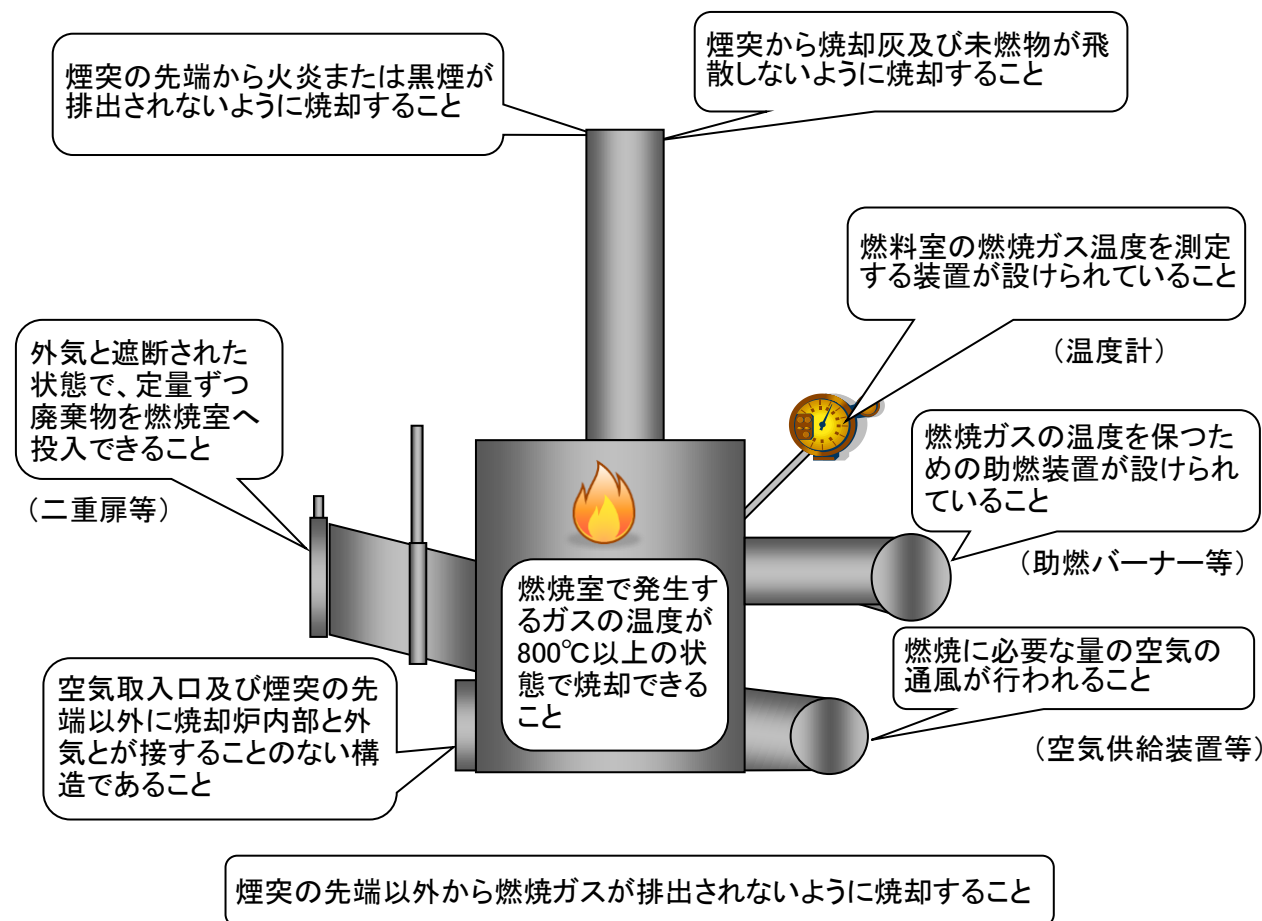


# 基準を満たさない焼却炉での焼却は法律で禁止されています！

焼却炉の構造には、法律で定められた基準があります。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7（一般焼却物を焼却する焼却設備の構造）】



**基準を満たさない焼却炉を使うと罰則があります**

- 違反者には、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその両方
- 従業員が違反した場合は、法人にも3億円以下の罰金

## ⚠ 注意 ⚠

○ この基準は焼却炉の大きさに関係なく適用されます。

○ 基準を満たす焼却炉で、1時間当たりの焼却能力が50kg以上、又は火床面積が0.5㎡以上の焼却炉は、ダイオキシン類対策特別措置法等により愛媛県への届出が必要です。

## ■お問い合わせ■

本庁	環境衛生課	環境係 衛生係
東予総合支所	市民福祉課	生活環境係
丹原総合支所	市民福祉課	市民福祉係
小松総合支所	市民福祉課	市民福祉係